

## 西区役所服務規律確保推進委員会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、西区役所における服務規律の確保、非行その他の不祥事の根絶に向けた職員の具体的取組を推進することを目的とする。

### (設置)

第2条 前条の目的を達成するため、西区役所服務規律確保推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所管事務)

第3条 委員会の所管事項は、次のとおりとする。

- (1) 区役所内における大阪市服務規律刷新プロジェクトチームで協議された事項の推進及び進捗管理に関すること
- (2) その他、職員の服務規律の確保、職員の非行その他の不祥事の根絶のために必要となる措置を講ずること

### (組織)

第4条 委員会は委員長、副委員長、委員で構成する。

- 2 委員長は、区長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副区長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

### (職務)

第5条 委員長は、委員会の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が委員を召集して行う。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

### (施行の細目)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

## 西区役所服務規律確保推進委員会 委員名簿

役職名	補職・担当名
委員長	西区長
副委員長	西区副区長
委員	総務課長
〃	事業調整担当課長
〃	教育担当課長
〃	地域支援課長
〃	安全安心担当課長
〃	窓口サービス課長
〃	保健福祉課長
〃	保健担当課長
〃	保健主幹
〃	子育て支援担当課長